

ストックマネジメント計画更新業務委託募集要領

1 事業の趣旨・目的

本市の公共下水道事業は、昭和 26 年度より着手しているため、下水道施設については標準耐用年数の経過により老朽化が進んでおり、下水道機能の低下や管路の破損による二次被害が懸念されている。

本業務では本市が保有する下水道施設について、リスク評価を踏まえ明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査の計画策定及び実施や修繕改築計画の策定を目的とする。

2 業務概要

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 業務名 | ストックマネジメント計画更新業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで |
| (4) 上限額 | 219,260 千円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| | 令和 2 年度 31,346 千円 |
| | 令和 3 年度 45,325 千円 |
| | 令和 4 年度 142,589 千円 |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、令和 2 年度の本市入札参加有資格者名簿「下水道」に登録されていること。
- (3) 守口市物品等業者指名停止基準取扱要綱及び守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱に基づく指名停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可

を受けた者を除く。)でないこと。

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間(平成27年度～令和元年度)に完了した国又は地方公共団体発注の公共下水道事業における管路施設及び処理場又はポンプ場に係るストックマネジメント計画策定業務(点検・調査業務及び計画策定業務)の実績を有すること。
※処理場については現有処理能力日最大30,000 m³/日以上、ポンプ場については現有排水能力1.5 m³/秒以上の規模を実績とすること。
- (9) 品質マネジメントシステム ISO9001 及びアセットマネジメントシステム ISO55001 の認証を取得していること。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市環境下水道部 下水道管理課

電話 06-6992-1747

FAX 06-6991-0944

メールアドレス Mori_gesuigyo@city-moriguchi-osaka.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和2年12月28日(月)～令和3年1月28日(木)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、守口市ホームページからダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和2年12月28日(月)～令和3年1月28日(木)

(令和2年12月29日から令和3年1月3日まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和3年1月22日(金)午後5時必着

(2) 質疑方法：FAX(着信確認の電話を行うこと。)又は電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は指定とする。次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「ストックマネジメント計画更新業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和3年1月25日(月)

(5) 回答方法：守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

応募書類等一覧に掲げる書類

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 一次審査

参加表明書に基づく資格審査と併せて企画提案書及び価格提案書について審査を行い、評価点の上位3者を二次審査対象者として選定する。ただし、一次審査の得点が6割に満たない場合は、二次審査の対象としないものとする。

詳細は別紙「評価基準（一次審査）」のとおり

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時、場所については、別途通知する。

企画提案書については別添仕様書に基づき提出すること。

二次審査の得点が6割に満たない場合は、候補者の対象としないものとする。

詳細は別紙「評価基準（二次審査）」のとおり

(3) 評価方法

参加表明書に基づく資格審査、企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等について、評価基準に基づいて評価する。各審査の点数は以下のとおりとする。

審査	点数	備考
一次審査	80.0点	
二次審査	120.0点	各委員5人の点数合計を平均した点数 (小数第1位までを採用)
合計	200.0点	

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、一次審査評価点、二次審査評価点、提案金額

(3) 委員の氏名等

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、各年度末払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、適正に業務が遂行できないと市が判断した場合は、本公募型プロポーザルを中止又は延期する場合がある。